

公立保育園と民間保育園の違い

項目	公立保育園	民間保育園
運営主体	蒲郡市	社会福祉法人等の法人
施設の基準	児童福祉法により最低基準が定められている	同左
運営費	市負担 (国の交付金有り)	国、県、市で負担
保育料	市の規定により決定し、市が徴収	同左
その他の経費	父母の会費、絵本代、副食費など負担	基本的に公立と同じだが、教材費等の負担がある場合がある
クラスの定員	児童福祉法による配置基準 保育士1人につき 0歳児 3人 1、2歳児 6人 3歳児15人 4、5歳児25人 ※令和6年以降、3歳児20人、4~5歳児30人の経過措置有り	同左
保育指針	国が示す「保育所保育指針」に定められた内容を基本	同左
保育内容	市内どの保育園でも変わらない	法人において特色を出すことができる
保育時間	最大 午前7:00~午後7:00 ※延長保育を含む	同左
給食	有り	有り (献立は基本的に市で統一)
職員	市の職員（地方公務員）	法人の採用した職員
入園手続き	市が行う	市が行う